

分権改革推進に関する主要論点資料 【土木建築部】

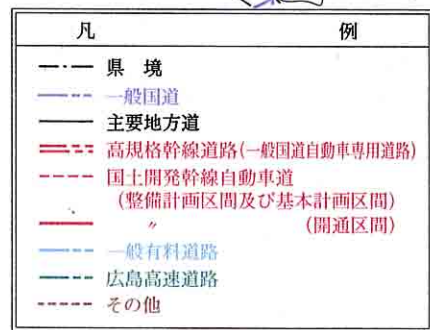
■ 土木建築部関係の基盤整備のあり方	1
■ 都市・建築行政のあり方	9

分権改革推進に関する主要課題

【分野：土木建築部】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要	主 な 論 点																																																
15	土木建築部関係の基盤整備のあり方	■ 道路の種類 ○ 道路法上の道路とは、一般交通の用に供する道で、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道の4種類を指す。 都道府県道は、主要地方道と一般県道に分かれるが、主要地方道の定義は法律上は存在しない。主要地方道は1～2桁の路線番号、一般県道は3桁の路線番号がほとんどであるが、路線番号の振り方は都道府県によって違う。 ■ 道路の管理 ○ 県内の道路管理者は、次のとおり。 <table><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>路線の指定又は認定の権限</th><th>道路管理者</th><th>路線数</th><th>実延長(km)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">高速自動車国道</td><td>内 閣</td><td>日本道路公団</td><td>3</td><td>302</td></tr><tr><td rowspan="4">一般国道</td><td>本州四国連絡道路</td><td>内 閣</td><td>本 州 四 国 連 絡 橋 公 団</td><td rowspan="4">20</td><td rowspan="4">1,438</td></tr><tr><td>指定区間</td><td>内 閣</td><td>国土交通大臣</td></tr><tr><td>指定区間外(広島市区域外)</td><td>内 閣</td><td>県</td></tr><tr><td>指定区間外(広島市区域内)</td><td>内 閣</td><td>広 島 市</td></tr><tr><td rowspan="2">県道</td><td>広島市区域外</td><td>知 事</td><td>県</td><td rowspan="2">365</td><td rowspan="2">3,626</td></tr><tr><td>広島市区域内</td><td>知 事</td><td>広 島 市</td></tr><tr><td colspan="2">市町村道</td><td>市町村長</td><td>市 町 村</td><td>57,006</td><td>22,379</td></tr><tr><td colspan="4">合 計</td><td>57,394</td><td>27,746</td></tr></tbody></table>	区 分		路線の指定又は認定の権限	道路管理者	路線数	実延長(km)	高速自動車国道		内 閣	日本道路公団	3	302	一般国道	本州四国連絡道路	内 閣	本 州 四 国 連 絡 橋 公 団	20	1,438	指定区間	内 閣	国土交通大臣	指定区間外(広島市区域外)	内 閣	県	指定区間外(広島市区域内)	内 閣	広 島 市	県道	広島市区域外	知 事	県	365	3,626	広島市区域内	知 事	広 島 市	市町村道		市町村長	市 町 村	57,006	22,379	合 計				57,394	27,746	■ 道路の整備・管理 ○ 道路利用者及び地域住民の視点から、今後の整備のあり方を検討 ○ 円滑な交通、物流の効率化、ライフラインの安定確保の観点から、道路ネットワークの整備・管理のあり方について、国、県、基礎的自治体の役割分担を検討 ◎ 国が管理している一般国道のうち、県内完結道路（国道31号及び185号）については、県で管理できないか。 ◎ 県が管理している一般国道及び県道のうち、一つの基礎的自治体で完結する道路については、まちづくりの視点からも、当該市町へ維持修繕や改良を含めて管理委託（将来的には市・町道への移譲）できないか。
区 分		路線の指定又は認定の権限	道路管理者	路線数	実延長(km)																																														
高速自動車国道		内 閣	日本道路公団	3	302																																														
一般国道	本州四国連絡道路	内 閣	本 州 四 国 連 絡 橋 公 団	20	1,438																																														
	指定区間	内 閣	国土交通大臣																																																
	指定区間外(広島市区域外)	内 閣	県																																																
	指定区間外(広島市区域内)	内 閣	広 島 市																																																
県道	広島市区域外	知 事	県	365	3,626																																														
	広島市区域内	知 事	広 島 市																																																
市町村道		市町村長	市 町 村	57,006	22,379																																														
合 計				57,394	27,746																																														

広島県の主な道路（H15.4.1.現在）



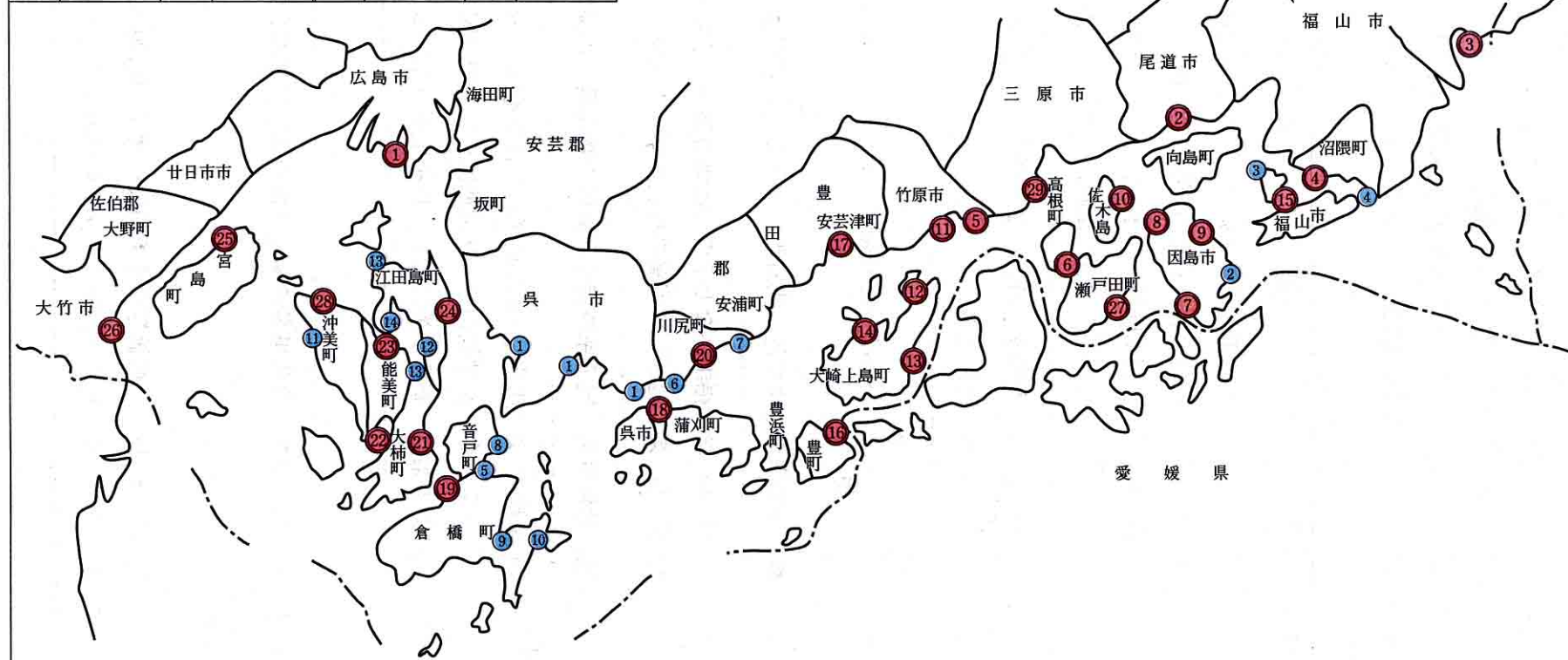
分権改革推進に関する主要課題

【分野：土木建築部】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要				主 な 論 点
1 5 続き	土木建築部関係 の基盤整備のあり方	■ 港湾の種類				■ 地方港湾の整備・管理 ○ 地域の交通やまちづくりの観点から、基礎的自治体の総合的な整備・管理への関与のあり方について検討 ◎ 市町村合併後、地方港湾のうち、受益範囲が当該自治体内に留まるものについては、当該自治体へ移管できないか。
		○ 港湾法による分類は次のとおり。				
		区 分	概 要	全国	うち 県内	
		重 要 港 湾	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の、国の利害に重大な関係を有する港湾で、政令で定めるもの。	106	3	
		特定重要港湾	重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で、政令で定めるもの。	22	1	
地 方 港 湾	重要港湾以外の港湾をいう。	892	40			
		■ 港湾の管理				
		区 分	県管理	市町管理	計	備 考
		特定重要港湾	1	0	1	広島港（平成4年昇格）
		重 要 港 湾	2	1	3	尾道糸崎港，福山港，呉港
		地 方 港 湾	2 6	1 4	4 0	
		合 計	2 9	1 5	4 4	
		※ 県管理の全地方港湾の維持管理は、関係市町へ委託済				

港 湾 位 置 図

凡 例							
県管理港湾 ●		市町管理港湾 ●					
番号	港湾名	番号	港湾名	番号	港湾名	番号	港湾名
1	広島港	16	御手洗港	1	呉港		
2	尾道糸崎港	17	安芸津港	2	椋浦港		
3	福山港	18	蒲刈港	3	福田港		
4	千年港	19	釣土田港	4	阿伏冤港		
5	忠海港	20	川尻港	5	奥の内港		
6	瀬戸田港	21	大柿港	6	吉悪港		
7	土生港	22	鹿川港	7	小用港		
8	重井港	23	中田港	8	波多見港		
9	中浜港	24	小用港	9	袋の内港		
10	佐木港	25	厳島港	10	大迫港		
11	竹原港	26	大竹港	11	鹿田港		
12	鯉崎港	27	生口港	12	鷺部矢の浦港		
13	木江港	27	三高港	13	大須港		
14	大西港	29	須波港	14	津久茂港		
15	横田港	計	29 港	15	内海港	計	15 港

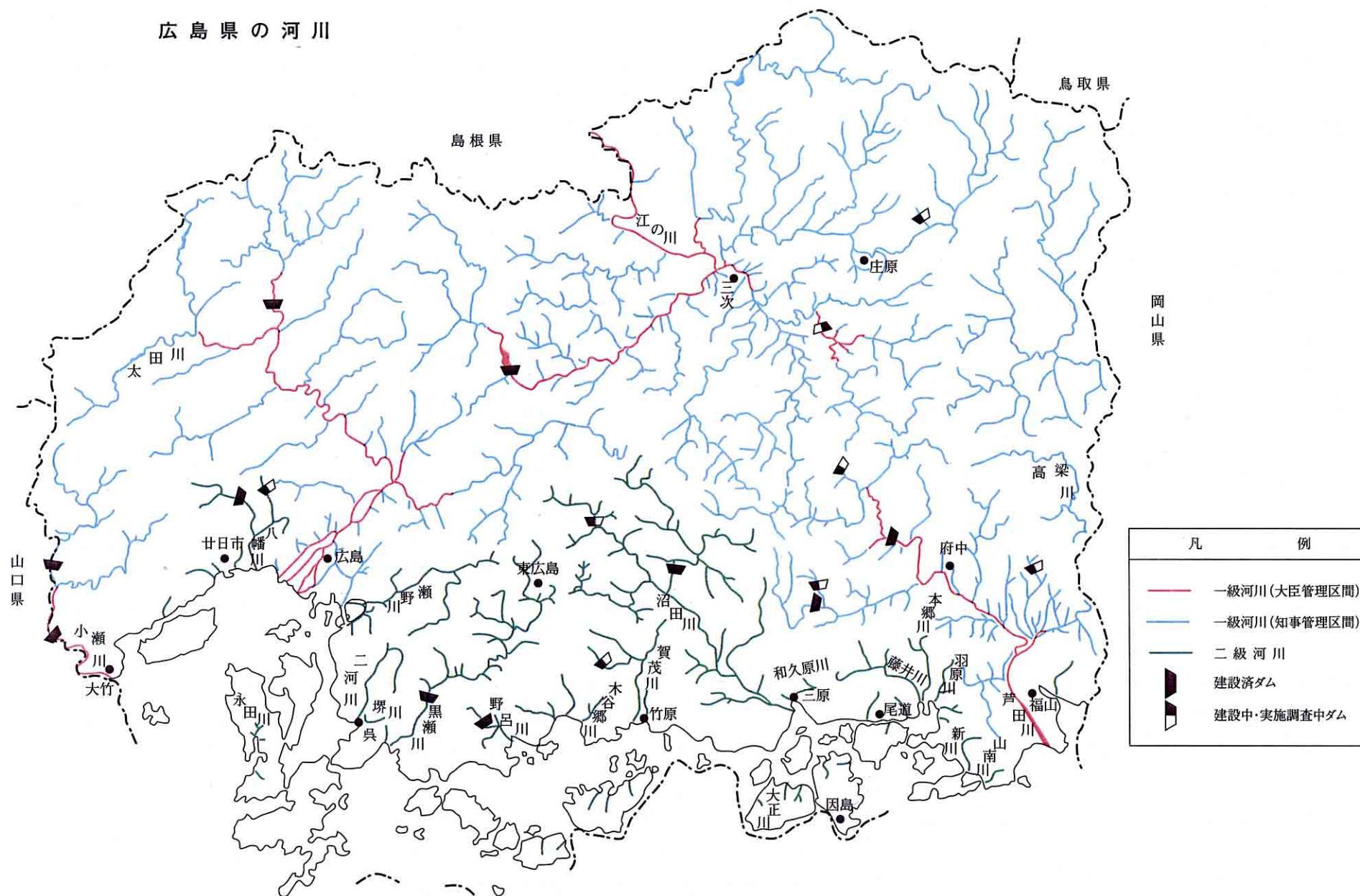


分権改革推進に関する主要課題

【分野：土木建築部】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要	主 な 論 点																																																																																						
15 続き	土木建築部関係 の基盤整備のあり方	■ 河川の種類 ○ 河川法において河川とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含む。このほか、市長村長が指定し河川法上の二級河川に関する規定が準用される河川として、準用河川がある。これ以外の、河川法に基づいて指定されない河川（公共の水流、水面）を、一般的に普通河川と称している。 ○ 一つの水系に属する河川は、一級河川、二級河川のいずれか一つであって、一水系に一級河川、二級河川が同時に存することはない。準用河川は、いずれの水系の河川でも指定できる。 ■ 河川の管理 ○ 河川の管理は、原則として一級河川は国土交通大臣、二級河川は都道府県知事が行う。準用河川の管理は市町村長が行う。普通河川の管理は、本県においては普通河川等保全条例により、一部を除いて市町村長に委任している。 <table><tr><th>区 分</th><th>指定権者</th><th>管理者</th><th>河川数</th><th>流路延長(km)</th></tr><tr><td>一級河川（指定区間外）</td><td>国土交通大臣</td><td>国土交通大臣</td><td rowspan="2">368</td><td rowspan="2">2,443</td></tr><tr><td>一級河川（指定区間）</td><td>国土交通大臣</td><td>知事</td></tr><tr><td>二級河川</td><td>知事</td><td>知事</td><td>137</td><td>634</td></tr><tr><td>準用河川</td><td>市町村長</td><td>市町村</td><td>195</td><td>182</td></tr><tr><td>普通河川</td><td></td><td>市町村</td><td></td><td></td></tr></table> ■ 砂防指定地等の管理 ○ 区域の管理区分 <table><tr><th>区 分</th><th>指定権者</th><th>管理者</th></tr><tr><td>砂防指定地</td><td>国土交通大臣</td><td>知 事</td></tr><tr><td>地すべり防止区域</td><td>国土交通大臣</td><td>知 事</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊危険区域</td><td>知 事</td><td>知 事</td></tr><tr><td>土砂災害警戒区域</td><td rowspan="2">知 事</td><td rowspan="2">知 事</td></tr><tr><td>土砂災害特別警戒区域</td></tr></table> ○ 全国土砂災害危険箇所数（平成5年調査） <table><tr><th>順位</th><th colspan="2">土石流危険渓流</th><th colspan="2">地すべり危険箇所</th><th colspan="2">急傾斜地崩壊危険箇所</th></tr><tr><td>1</td><td>広 島 県</td><td>4,930</td><td>長 野 県</td><td>1,241</td><td>広 島 県</td><td>5,960</td></tr><tr><td>2</td><td>兵 庫 県</td><td>3,784</td><td>長 崎 県</td><td>1,169</td><td>長 崎 県</td><td>4,844</td></tr><tr><td>3</td><td>長 野 県</td><td>3,403</td><td>新 潟 県</td><td>860</td><td>高 知 県</td><td>3,723</td></tr><tr><td>40</td><td></td><td></td><td>広 島 県</td><td>80</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">全 国 計</td><td>79,318</td><td></td><td>11,288</td><td></td><td>86,651</td></tr></table>	区 分	指定権者	管理者	河川数	流路延長(km)	一級河川（指定区間外）	国土交通大臣	国土交通大臣	368	2,443	一級河川（指定区間）	国土交通大臣	知事	二級河川	知事	知事	137	634	準用河川	市町村長	市町村	195	182	普通河川		市町村			区 分	指定権者	管理者	砂防指定地	国土交通大臣	知 事	地すべり防止区域	国土交通大臣	知 事	急傾斜地崩壊危険区域	知 事	知 事	土砂災害警戒区域	知 事	知 事	土砂災害特別警戒区域	順位	土石流危険渓流		地すべり危険箇所		急傾斜地崩壊危険箇所		1	広 島 県	4,930	長 野 県	1,241	広 島 県	5,960	2	兵 庫 県	3,784	長 崎 県	1,169	長 崎 県	4,844	3	長 野 県	3,403	新 潟 県	860	高 知 県	3,723	40			広 島 県	80			全 国 計		79,318		11,288		86,651	■ 河川、砂防等の整備・管理 ○ 安全な生活を確保する観点から、河川、海岸、土砂災害防止等の整備・管理のあり方について、国、県、基礎的自治体の役割分担を検討 ◎ 国管理の一級河川を県で管理できないか。 ◎ 県管理の一級河川及び二級河川の管理について、改修工事を含めて基礎的自治体で実施できないか。 ◎ 砂防、地すべり、急傾斜地の整備・管理について、まちづくりと防災対策の一体性の観点から、基礎的自治体で実施できないか。
区 分	指定権者	管理者	河川数	流路延長(km)																																																																																					
一級河川（指定区間外）	国土交通大臣	国土交通大臣	368	2,443																																																																																					
一級河川（指定区間）	国土交通大臣	知事																																																																																							
二級河川	知事	知事	137	634																																																																																					
準用河川	市町村長	市町村	195	182																																																																																					
普通河川		市町村																																																																																							
区 分	指定権者	管理者																																																																																							
砂防指定地	国土交通大臣	知 事																																																																																							
地すべり防止区域	国土交通大臣	知 事																																																																																							
急傾斜地崩壊危険区域	知 事	知 事																																																																																							
土砂災害警戒区域	知 事	知 事																																																																																							
土砂災害特別警戒区域																																																																																									
順位	土石流危険渓流		地すべり危険箇所		急傾斜地崩壊危険箇所																																																																																				
1	広 島 県	4,930	長 野 県	1,241	広 島 県	5,960																																																																																			
2	兵 庫 県	3,784	長 崎 県	1,169	長 崎 県	4,844																																																																																			
3	長 野 県	3,403	新 潟 県	860	高 知 県	3,723																																																																																			
40			広 島 県	80																																																																																					
全 国 計		79,318		11,288		86,651																																																																																			

広島県の河川



凡	例
—	一級河川(大臣管理区間)
—	一級河川(知事管理区間)
—	二級河川
	建設済ダム
	建設中・実施調査中ダム

河川の現況

(H15. 4. 1 現在)

水系名		県知事管理河川		国土交通大臣直轄管理河川		県内の法河川	
		河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)
一級河川	太田川	70	467.979	9	129.37	74	597.349
	江の川	172	983.383	9	113.39	173	1,096.773
	芦田川	82	344.779	3	61.15	82	405.929
	高梁川	29	237.87			29	237.87
	小瀬川	9	81.26	2	23.45	10	104.71
	計	362	2,115.271	23	327.36	368	2,442.631
二級河川	八幡川	4	39.131			4	39.131
	瀬野川	5	44.60			5	44.60
	二河川	2	21.10			2	21.10
	堺川	2	6.222			2	6.222
	黒瀬川	23	104.95			23	104.95
	野呂川	3	16.60			3	16.60
	木谷郷川	2	5.15			2	5.15
	賀茂川	3	33.38			3	33.38
	沼田川	45	225.88			45	225.88
	和久原川	2	5.26			2	5.26
	藤井川	3	27.41			3	27.41
	本郷川	2	15.10			2	15.10
	羽原川	2	6.90			2	6.90
	新川	2	3.50			2	3.50
	山南川	2	5.05			2	5.05
	永田川	3	3.22			3	3.22
	大正川	2	2.70			2	2.70
	単独河川	30	65.786			30	65.786
	計	137	633.839			137	633.839
合 計		499	2,749.110	23	327.36	505	3,076.470

(注1) 法河川とは、河川法に基づき指定された河川で、一級河川（県知事管理河川と国土交通大臣直轄管理河川がある。）及び二級河川（県知事管理河川）がある。

(注2) 一つの河川において県知事管理区間と国土交通大臣直轄管理区間が存在するものがある。

■ 河川法の改正内容

○ 平成 9 年 6 月の河川法一部改正

- ① 河川管理の考え方に、治水・利水に加え、河川環境の整備と保全が位置づけられた。
- ② 河川計画が、従来の工事实施基本計画一本の体系から、長期的な基本方針を定める「河川整備基本方針」と、具体的・長期的な計画を定める「河川整備計画」の二体系に転換された。

○ 平成 11 年 7 月の河川法一部改正

- ① 一級河川の指定区間及び二級河川の管理が都道府県の法定受託事務となった。
- ② 二級河川における河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等が、国土交通大臣の認可から同意を要する協議に、また、市町村施行工事は認可から協議へ、それぞれ国の関与が縮減された。

○ 平成 12 年 4 月の河川法一部改正

- ① 政令指定都市の長への都道府県知事権限の移譲が可能となった。
- ② 市町村が、指定区間外の一級河川について、河川管理者との協議に基づき、河川工事や河川の維持を行うことが可能となった。

■ 砂防法

○ 現在の砂防法の体系

旧河川法時代の明治 30 年の法体系に基づいており、原則都道府県が管理している二級河川及び都道府県管理に係る一級河川の治水上砂防のために必要な砂防指定地も国土交通大臣が指定することとされている（地すべり防止区域も、同様に、主務大臣が指定することとされている）。

○ 地方 6 団体の要望

砂防指定地の国土交通大臣の指定・解除、地すべり防止区域の国土交通大臣の指定・廃止については、実質的な事務は都道府県が行っていること、いずれも迅速な対応が必要であるが、移譲により事務処理の迅速化が図られること等から、権限移譲要望がなされている。

○ 国における検討状況

都道府県の砂防指定地指定事務等の実態を把握するため、「砂防指定地及び地すべり防止区域の指定等に関する実態調査について（平成 15 年 3 月 27 日国河砂第 30 号）」により、各都道府県砂防主管課長に依頼している。この調査結果により、都道府県の砂防指定地指定事務等の実態を把握した後に、必要な検討に着手することとしている。

分権改革推進に関する主要課題

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要	主 な 論 点																																																													
16	都市・建築行政のあり方	■ 都市計画 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用，都市施設及び市街地開発事業等に関する計画。一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を，各都道府県が都市計画区域に指定する（県内 27 区域）。 <table><tr><th>マスタープラン</th><th>土地利用</th><th>都市施設</th></tr><tr><td>(都道府県策定) 整備，開発及び 保全の方針</td><td>区域区分 市街化区域と市街化 調整区域の線引き</td><td>都市計画によって作ら れる各種公共施設</td></tr><tr><td>(市町村策定) 都市計画に関する 基本的な方針</td><td>地域地区 ・用途地域(12 種類) ・その他の地域地区</td><td>市街地開発事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 など</td></tr><tr><td></td><td>促進区域など</td><td>地区計画等 比較的小規模な地区を 単位に，きめ細かく定 める計画</td></tr></table> ■ 県営住宅 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">累計戸数（S23～H14）</th><th colspan="2">15 年度着工予定戸数</th></tr><tr><th>公営住宅</th><th>特 優 賃</th><th>公営住宅</th><th>特 優 賃</th></tr><tr><td>県 営</td><td>21,659</td><td>121</td><td>81</td><td>0</td></tr><tr><td>市町村営</td><td>41,398</td><td>1,052</td><td>44</td><td>51</td></tr><tr><td>合 計</td><td>63,057</td><td>1,173</td><td>125</td><td>51</td></tr></table> ※ 特優賃は，特定優良賃貸住宅で，中堅所得者等の居住の用に供する。 ■ 都市公園 <table><tr><th>公園名</th><th>事業主体</th><th>所在地</th><th>面積(ha)</th><th>進捗率(%)</th></tr><tr><td>びんご運動公園</td><td>県</td><td>尾道市</td><td>87.6</td><td>100</td></tr><tr><td>みよし公園</td><td>県</td><td>三次市</td><td>52.8</td><td>100</td></tr><tr><td>県民公園</td><td>県</td><td>世羅町</td><td>64.2</td><td>7</td></tr><tr><td>国営備北丘陵公園</td><td>国</td><td>庄原市</td><td>340.2</td><td>76</td></tr></table>	マスタープラン	土地利用	都市施設	(都道府県策定) 整備，開発及び 保全の方針	区域区分 市街化区域と市街化 調整区域の線引き	都市計画によって作ら れる各種公共施設	(市町村策定) 都市計画に関する 基本的な方針	地域地区 ・用途地域(12 種類) ・その他の地域地区	市街地開発事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 など		促進区域など	地区計画等 比較的小規模な地区を 単位に，きめ細かく定 める計画		累計戸数（S23～H14）		15 年度着工予定戸数		公営住宅	特 優 賃	公営住宅	特 優 賃	県 営	21,659	121	81	0	市町村営	41,398	1,052	44	51	合 計	63,057	1,173	125	51	公園名	事業主体	所在地	面積(ha)	進捗率(%)	びんご運動公園	県	尾道市	87.6	100	みよし公園	県	三次市	52.8	100	県民公園	県	世羅町	64.2	7	国営備北丘陵公園	国	庄原市	340.2	76	■ 許認可事務 ○ 開発行為の許可，宅地造成事務，建築確認等の許認可のうち，地域の自主性を尊重したまちづくりを進める上で，基礎的自治体への移譲が必要な事務権限について検討。 ■ 県営住宅 ○ 既存の県営住宅については，民間委託を含めて管理のあり方を検討 ○ 新たな公営住宅の建設については，地域の自主性の観点から，県の関与のあり方を検討 ■ 都市公園 ○ 地域の主体的な管理運営のあり方を検討
マスタープラン	土地利用	都市施設																																																														
(都道府県策定) 整備，開発及び 保全の方針	区域区分 市街化区域と市街化 調整区域の線引き	都市計画によって作ら れる各種公共施設																																																														
(市町村策定) 都市計画に関する 基本的な方針	地域地区 ・用途地域(12 種類) ・その他の地域地区	市街地開発事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 など																																																														
	促進区域など	地区計画等 比較的小規模な地区を 単位に，きめ細かく定 める計画																																																														
	累計戸数（S23～H14）		15 年度着工予定戸数																																																													
	公営住宅	特 優 賃	公営住宅	特 優 賃																																																												
県 営	21,659	121	81	0																																																												
市町村営	41,398	1,052	44	51																																																												
合 計	63,057	1,173	125	51																																																												
公園名	事業主体	所在地	面積(ha)	進捗率(%)																																																												
びんご運動公園	県	尾道市	87.6	100																																																												
みよし公園	県	三次市	52.8	100																																																												
県民公園	県	世羅町	64.2	7																																																												
国営備北丘陵公園	国	庄原市	340.2	76																																																												

■ 開発行為の許可

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し、それぞれの区域で一定規模以上の宅地開発、一定目的以外の開発行為等を行う場合、あらかじめ知事の許可を受けることが必要となっている。この制度は、都市計画区域外における一定規模以上の開発行為についても適用される。

なお、広島市、福山市及び呉市においては、それぞれの市の区域における開発許可事務はそれぞれの市において処理している。

■ 宅地造成等の規制

宅地造成工事規制区域は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域について指定されるもので、この区域内において行う宅地造成については災害防止のためあらかじめ許可を受けることが必要となっている。

なお、広島市、福山市及び呉市においては、それぞれの市の区域における宅地造成に関する工事等の規制事務はそれぞれの市において処理している。

■ 建築確認

建築主事又は指定確認検査機関が建築物又はその建築計画が適法であるかどうかを、建築工事の着手前、工事途中及び完了後においてチェックする。県は、建築指導室のほか広島、呉、東広島、尾三、福山、備北の各地域事務所建設局及び広島地域事務所建設局廿日市支局の合計7か所に建築主事を配置している。

また、広島市、福山市及び呉市は特定行政庁として、尾道市、三原市、東広島市及び廿日市市は限定特定行政庁として建築主事を設置し、これら7市の確認等の事務については、それぞれの市においてその全部又は一部を取扱っている。

さらに、建築基準法改正（平成11年5月）により、民間指定機関が確認検査業務を行うことができることとなり、広島県を業務区域に含む大臣指定を受けた3社と、知事指定を受けた2社が業務を行っている。

広島県公営住宅建設戸数・管理戸数(平成14年度末現在)

市町村名	県営住宅											市町村営住宅		合計	
	建設戸数											建設累計戸数	管理戸数	建設累計戸数	管理戸数
	S23～40	第1期 41～45	第2期 46～50	第3期 51～55	第4期 56～60	第5期 61～H2	第6期 H3～H7	第7期 H8～H12	第8期 H13～H14	(S23～H14)					
1 広島市	2,639	1,392	3,692	1,646	502	184	140	237		10,432	8,179	15,205	10,973	25,637	19,152
2 呉市	331	393	218	156	58	154	104	122		1,536	1,118	3,562	2,137	5,098	3,255
3 竹原市	107	96	60	50	20			44	48	425	272	989	751	1,414	1,023
4 三原市	179	96	312	280	130				48	1,045	790	1,600	1,074	2,645	1,864
5 尾道市	120	110	107	256	60	38	32			723	647	914	637	1,637	1,284
6 因島市	37	101				32	26	24		220	108	416	300	636	408
7 福山市	570	749	905	314	142	140	100	135		3,055	2,121	4,231	2,809	7,286	4,930
8 府中市			60			42	18			120	120	385	313	505	433
9 三次市	16		60	40	87	24				227	211	337	234	564	445
10 庄原市			30	80	50					160	160	283	238	443	398
11 大竹市	36	28	60	170						294	230	1,342	935	1,636	1,165
12 東広島市	82		119		96	60	50			407	325	863	646	1,270	971
13 廿日市市		25		820	300	20	28	28		1,221	1,196	463	302	1,684	1,498
14 府中町										0		165	114	165	114
15 海田町	48			120	158					326	326	384	164	710	490
16 熊野町	90	704	196				94	50		1,134	707	189	90	1,323	797
17 坂町						54				54	54	62	61	116	115
18 江田島町										0		230	172	230	172
19 音戸町										0		463	235	463	235
20 倉橋町										0		76	24	76	24
21 下蒲刈町										0		46	41	46	41
22 蒲刈町										0		64	50	64	50
23 大野町										0		527	342	527	342
24 湯来町										0		22	10	22	10
25 佐伯町										0		241	149	241	149
26 吉和村										0		12	12	12	12
27 宮島町										0		145	103	145	103
28 能美町										0		226	160	226	160
29 沖美町										0		103	70	103	70
30 大穂町							2			2		293	196	295	196
31 加計町					4	7				11		121	71	132	71
32 簡賀村						4				4		30	26	34	26
33 戸河内町							4			4		33	24	37	24
34 芸北町							4			4		14	18	18	18
35 大朝町					8	5				13		81	59	94	59
36 千代田町					3					3		154	100	157	100
37 豊平町					5	5				10		37	24	47	24
38 吉田町										0		63	50	63	50
39 八千代町										0		38	22	38	22
40 美土里町					4		4			8		10	16	18	16
41 高宮町					6					6		52	34	58	34
42 甲田町						4	10			14		132	77	146	77
43 向原町						6	6			12		114	112	126	112
44 黒瀬町										0		194	131	194	131
45 福富町										0		41	26	41	26
46 豊栄町							4			4		76	30	80	30
47 大和町					3	4	8			15		80	53	95	53
48 河内町							4			4		205	98	209	98
49 本郷町										0		134	54	134	54
50 安芸津町										0		191	113	191	113
51 安浦町										0		406	260	406	260
52 川尻町										0		200	139	200	139
53 豊浜町										0		0	0	0	0
54 豊町										0		27	18	27	18
55 大崎町										0		120	76	120	76
56 東野町										0		94	30	94	30
57 木江町							6			6		131	115	137	115
58 瀬戸田町										0		65	50	65	50
59 御調町										0		254	156	254	156
60 久井町						4				4		161	136	165	136
61 向島町										0		140	66	140	66
62 甲山町						8				8		138	91	146	91
63 世羅町							6			6		183	149	189	149
64 世羅西町							4			4		32	22	36	22
65 内海町						4	6			10		30	40	40	40
66 沼隈町										0		287	159	287	159
67 神辺町										0		104	74	104	74
68 新市町										0		347	280	347	280
69 油木町						4	8			12		47	49	59	49
70 神石町						2	2			4		56	30	60	30
71 豊松村						2	2			4		31	30	35	30
72 神・三和町							8			8		80	70	88	70
73 上下町						10	2			12		201	132	213	132
74 総領町					5					5		24	26	29	26
75 甲奴町					2	11	12			25		122	103	147	103
76 君田村							8			8		32	20	40	20
77 布野村							4			4		34	13	38	13
78 作木村										0		13	13	13	13
79 吉舎町							4			4		171	168	175	168
80 三良坂町					5	6				11		155	101	166	101
81 双・三和町						6	8			14		68	42	82	42
82 西城町						6				6		91	60	97	60
83 東城町										0		171	128	171	128
84 口和町							4			4		16	20	20	20
85 高野町										0		14	6	14	6
86 比和町							4			4		53	28	57	28
合計	4,255	3,694	5,819	3,932	1,648	846	726	640	96	21,656	16,564	39,736	27,380	61,392	43,944

地方分権推進委員会第5次勧告 ―分権型社会の創造―

【平成10年11月19日、地方分権推進委員会】より抜粋

はじめに

本委員会は、平成7年7月3日の発足以来、昨年10月までに4次にわたる勧告を行い、地方分権推進法によって委員会に課された任務のうち地方分権を推進するために当面必要不可欠な具体的な指針を政府に勧告するという作業を、一応果たし得たところである。

一方、昨年12月に行政改革会議の最終報告が取りまとめられ、これも踏まえて、内閣総理大臣から委員会に対して、「国及び都道府県からの事務権限の委譲等について更に検討してほしい」旨要請があり、各省庁に対しても昨年12月26日の閣僚懇談会において協力要請がなされた。

そこで、委員会では本年1月以降、国及び都道府県からの事務権限の委譲などの問題について、改めて調査審議を進めてきたところである。

さらにその後、本年6月に中央省庁等改革基本法が成立し、中央省庁等改革推進本部が設置されたことから、同本部における検討作業に関連する部分、すなわち中央省庁のスリム化に関連する部分についての検討作業を急ぎ、委員会において結論が得られた事項を、今回第5次勧告として提出するものである。

政府においては、この勧告を尊重して、速やかに地方分権推進計画を作成し、適切に対処されるよう要請するものである。

第1章 公共事業のあり方の見直し

I 公共事業のあり方の見直しの基本的考え方

今回、委員会が公共事業のあり方の見直しについて検討することとなった要因の一つとして、「はじめに」において述べたとおり、中央省庁等改革推進本部の作業との関連を挙げることができる。中央省庁等の改革は、国が本来果たすべき役割を重点的に担うため、国の行政組織や事務事業の運営を簡素かつ効率的なものにすることをねらいとしている。その実現のためには、規制緩和と地方分権を進め、国の事務事業のうち、民間又は地方公共団体に委ねることが可能なものはできる限りこれらに委ねることが求められるが、公共事業についても、こうした観点から行政の新しい仕組みを築くため、国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化を図る観点から、国の役割を見直した上で、事務事業をできる限り地方公共団体に委ねることが必要である。

しかしながら、公共事業の見直しは、単に国と地方の事務権限の所在の変更にとどまるものではない。効率的な公共事業の推進という国民経済的な視点、あるいは地域住民の自己決定権の拡充という地方分権の究極の目的に照らしてみても、今、抜本的な見直しを迫られているといってもよい。この点についての考え方を整理すれば、以下のとおりである。

なお、公共事業に関して地方公共団体の役割を拡大するに当たっては、公共事業に関する行政の透明・公平の確保の観点から、地方公共団体は、それに係る契約について、指名基準の策定・公表等入札・契約手続の透明性・公平性の確保を図るための措置をこれまで以上に徹底することが強く求められる。また、公共事業の推進に際し、地方公共団体は、財源の効率的使用と事業の質的向上を求める納税者、生活者としての住民の意向を十分に踏まえなければならないことは言うまでもない。

1 効率的な公共事業の推進

公共事業は国と地方との明確な役割分担のもとで実施されることが必要であるが、地域づくりのための公共事業が地域のニーズに即したものか否かを最も的確に判断できるのは、地域住民であり、地方公共団体であるといえる。したがって、地域にとって真に必要な事業の重点的な実施を可能とするためには、地域住民に身近な行政主体である地方公共団体が、住民の意見を踏まえ、自らの判断に基づいて事業を選択し、決定することができる仕組みを基本としていかなければならない。

このことは同時に、事業の効果と費用についての地域住民の監視を可能ならしめるものであり、その結果、各地方公共団体において、公共事業について無駄をなくし、効率化を図ろうとするインセンティブがより強く働くことも期待できるのである。

また、補助事業の申請手続、審査等に係る事務の整理・合理化等を進めることは、国・地方を通じる行政の簡素・効率化に資することは言うまでもない。

2 個性豊かな地域社会の形成

個性豊かな地域社会をつくるためには、地域づくりのための様々な事業を地域が選択し、決定できる仕組みが必要であり、地域住民の自己決定権が尊重されなければならないが、こうした個性豊かな地域づくりのための事業として、公共事業は重要なものといえる。そうした面からも、それぞれの地域に即した公共事業を、地域が選択し、決定し、実施できる仕組みは不可欠であると言わなければならない。

また、一体的で総合的な地域づくりを進めるためには、それに関連して行われるそれぞれの事業が、国の縦割り行政の壁を超えて、可能な限り、総合的な見地から調整されることが必要であり、その役割は地方公共団体こそが担っている。公共事業についても、こうした一体的で総合的な地域づくりのため、地方公共団体が責任を持って事業を実施することができるよう、その自己決定権をできるだけ拡充することが必要なのである。

また、同種の事業について、事業規模、技術的困難性等を根拠にして国、地方公共団体に事業実施主体が分かれ、また、同一公物の管理主体が、区域によって国、地方公共団体に分かれているが、公共事業について、国と地方の役割分担を明確化するとともに、地方公共団体の役割をできる限り大きくすることは、住民にとって分かりやすい行政を推進する観点からも重要である。このことは同時に、住民に対する責任の所在を明確にすることでもあり、結果的に、行政運営の透明性を増し、住民の行政参画を一層拡大することにもつながることが期待できる。

II 直轄事業等の見直し

1 直轄事業等の見直しの基本的考え方

第1次勧告及び地方分権推進計画並びに中央省庁等改革基本法（以下「基本法」という。）46条1号を踏まえ、公共事業に係る国の直轄事業（以下「直轄事業」という。）及び公共事業に係る国が直接管理する公物（以下「直轄公物」という。）については、国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化の観点から、また、中央省庁のスリム化にも資するように、全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業に限定し、それ以外は地方公共団体に委ねる。

この場合、直轄事業及び直轄公物の範囲について、客観的な基準などにより、明確化を図るとともに、当該基準に基づき、基本法46条1号の規定を踏まえ、中央省庁のスリム化の観点からも、その範囲の見直しを行う。

なお、北海道及び沖縄県の区域においては、その特殊事情にかんがみ、直轄事業についての特例措置が設けられているところであるので、そのあり方については、別途検討されるべきである。

2 個別の直轄事業等の基準の明確化、範囲の見直し等

上記1に示した考え方に沿って、個別の事業に関し、直轄事業及び直轄公物の基準の明確化、範囲の見直し等について鋭意検討を進めたが、勧告までの時間的制約の下で結論に到達した事項は、以下に示すとおりである。

政府においては、今回示した基準及びそれを具体化したものに基づき、基本法46条1号の趣旨を踏まえ、直轄事業及び直轄公物の一層の縮減を図ることが必要である。

なお、直轄事業及び直轄公物の範囲の見直しの具体的な内容については、今回の勧告を踏まえ、関係審議会等において早急に検討し、結論を得ることとし、本委員会は、地方分権推進法に基づき監視権が付与されている趣旨を踏まえ、その検討状況について、必要な意見を述べることとする。

(1) 河川

① 一級水系の指定の基準

一級水系の指定は、「国土保全上又は国民経済上特に重要な水系」との河川法の規定に基づき行われてきたが、今後は、この考え方をより具体化する。

この場合、一級水系を、下記a又はbに限定することを基本的方針とし、この判断を行うために必要な要件についての検討を含め、できる限り客観的な基準を具体化しよう検討する。

なお、bに係る水系については、災害等を契機として一級水系の指定が行われるとともに、水系全体の整備が相当程度進捗する等の状況に応じ改めて国が管理する必要性について検討し、特段の事情のない限り、一級水系から二級水系に変更される性格のものとする。

a 洪水等により氾濫した場合の被害の程度、安定的な水利用の確保、河川環境の保全、都府県間の利害調整等の観点から特に重要な水系

b 激甚な洪水、頻発する渇水等による被害を契機としてこれらを早急に解消することが必要とされており、技術的又は財政的な観点から国が管理を行うことが適当な水系

② 直轄管理区間の基準

一級河川のうち特に重要な区間に限定して直轄管理を行うことを基本的方針とし、この判断を行うために必要な要件についての検討を含め、できる限り客観的な基準を具体化しよう検討する。

③ 一級水系及び直轄管理区間の点検と見直し

①及び②により具体化された基準に照らし、改めて、個々に現在の一級水系及び直轄管理区間を点検する。

その場合、基本法46条1号の趣旨を踏まえ、特に下記の事項に留意し、廃止又は新たな指定などの見直しを行う。また、あわせて、定期的に直轄管理区間等の見直しを行うシステムを導入する。

- ・ ①bに係る水系及びそれに係る直轄管理区間については、水系全体の整備が相当程度進捗する等の状況に応じ、改めて、国が管理する必要性について検討し、特段の事情のない限り、関係都道府県の意見を聴くなどの手続を経た上で、一級水系から二級水系への変更等を行うこと。
- ・ また、新たに一級水系及びそれに係る直轄管理区間の指定を行う場合にも、同様の手続を経ること。

④ 直轄公物の管理に際しての市町村等の参画の拡大

直轄公物の管理であっても、地域に密着している下記の分野に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずる。

また、都道府県が管理する公物についても、同様の考え方から、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずる。

○ 河川敷の利用等の分野

- ・ 地元市町村が地先の河川敷の利用等について主体的に判断できるようにするための包括占用許可等の実施、市町村が河川管理者とともにする地先の河川空間の利用のための計画の策定、市町村が施行主体となって河川工事等を行う制度の活用等により、地先の河川敷の利用等についての地元市町村の参画をさらに拡充し、周辺の地域整備と一体となった川づくりを推進する。また、これらに併せて、NPO等の参画についても検討する。

(2) 道路

① 直轄管理区間の基準

高規格幹線道路の整備・管理を国の責務とするほか、一般国道のうち直轄管理区間として指定すべきものは、交通上、国土管理上重要性が高い中枢的・根幹的なネットワークに係る区間とするが、その考え方を具体化し、今後は、現在の一般国道の指定要件である道路法5条1項各号のうち1号及び4号を基本として、原則として下記a又はbの区間に限って直轄管理することとし、その旨を明確にする。

この判断を行うために必要な要件についての検討を含め、できる限り客観的な基準を具体化するよう検討する。

- a 国土の骨格を成し、国土を縦断・横断・循環する都道府県庁所在地等の拠点
を連絡する枢要な区間（大都市圏における広域にわたる環状道路を形成してい

る区間を含む。)

b 重要な空港、港湾等と高規格幹線道路あるいは上記の路線を連絡する区間

② 直轄管理区間の点検と見直し

①により具体化された基準に照らし、改めて、個々に現在の直轄管理区間を点検する。

その場合、基本法46条1号の趣旨を踏まえ、特に下記の事項に留意し、廃止又は新たな指定などの見直しを行う。また、あわせて、定期的に直轄管理区間の見直しを行うシステムを導入する。

- ・ 社会経済情勢の変化により直轄管理の重要性が低下したと認められる区間については、関係都道府県の意見を聴くなどの手続を経た上で、直轄管理区間の指定を外すこと。
- ・ また、新たに直轄管理区間の指定を行う場合にも、同様の手続を経ること。
- ・ いわゆるバイパス整備後の現道等については、直轄事業が施行中であるなど特別な場合を除き、地元地方公共団体と調整を経た上で、当該地方公共団体に引き継ぐこと。

③ 指定区間の指定及び廃止に際しての地方公共団体の意見の反映

一般国道の指定区間の指定及び廃止に当たり、関係地方公共団体の意見を聴取することを明確にする。

④ 直轄公物の管理に際しての市町村の参画の拡大

直轄公物の管理であっても、地域に密着している下記の分野に関しては、できるだけ地元市町村の主体性が尊重されるよう、市町村が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずる。

また、都道府県が管理する公物についても、同様の考え方から、市町村が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずる。

○ 歩道の植樹、照明の管理等の分野

- ・ 国と地元市町村が協定を結ぶことにより、一定の範囲内で、地元市町村が地先の歩道の植樹・照明の管理等について自ら実施できるようにする。
- 国は負担すべき費用を支出する。

(3) 砂防

① 直轄事業の基準

砂防法6条に直轄事業の要件が規定されているほか、別途、事業費の額等による採択基準が予算制度上定められているところであるが、社会経済情勢の変化等に応じ採択基準の引上げ等必要な見直しを行う。

② 直轄事業の点検と見直し

①により具体化された基準に照らし、改めて、個々に現在の直轄事業を点検する。

その場合、基本法46条1号の趣旨を踏まえ、特に下記の事項に留意し、廃止又は新たな直轄化などの見直しを行う。

- ・ 災害等を契機とする直轄箇所については、整備が概成した場合には、関係地方公共団体の意見を聴くなどの手続を経た上で、当該地方公共団体に引き継ぐこと。
- ・ また、新たな直轄化を行う場合にも、同様の手続を経ること。

③ 直轄事業範囲の指定及び引継ぎに際しての地方公共団体の意見の反映

砂防事業の直轄範囲の指定及び引継ぎに当たり、関係地方公共団体の意見を聴取することを明確にする。

(4) 海岸

① 直轄事業の基準

海岸法6条に直轄事業の要件が規定されているほか、別途、事業費の額等による採択基準が予算制度上定められているところであるが、社会経済情勢の変化等に応じ採択基準の引上げ等必要な見直しを行う。

② 直轄事業の点検と見直し

①により具体化された基準に照らし、改めて、個々に現在の直轄事業を点検する。

その場合、基本法46条1号の趣旨を踏まえ、特に下記の事項に留意し、廃止又は新たな直轄化などの見直しを行う。

- ・ 災害等を契機とする直轄箇所については、整備が概成した場合には、関係地方公共団体の意見を聴くなどの手続を経た上で、当該地方公共団体に引き継ぐこと。
- ・ また、新たな直轄化を行う場合にも、同様の手続を経ること。

(5) 港湾

① 直轄事業の実施基準

港湾法52条の国と港湾管理者との協議が調い実施される直轄事業は、下記a又はbの事業に限定することを基本とし、この判断を行うために必要な要件についての検討を含め、できる限り客観的な基準を具体化するよう検討する。

- a 国際・国内の基幹的海上交通ネットワーク形成のために必要な根幹的な港湾施設（港湾の骨格を形成する防波堤、主航路、大型外貿ターミナル、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル、幹線臨港道路等）の整備
- b 全国的な視点に立って配置整備する必要性が高い避難港及び当該施設の効用が一の港湾管理者の範囲を超えて広域に及ぶ港湾公害防止施設・廃棄物埋立護岸等の整備並びに技術的観点等から港湾管理者が自ら実施することが困難な事業

② 直轄事業の点検と見直し

①により具体化された基準に照らし、また、基本法46条1号の趣旨を踏まえ、改めて、個々に現在の直轄事業を点検するとともに、見直しを行う。

(6) 農業農村整備

直轄事業は、土地改良法及び同法施行令の規定に基づき行われているが、社会経済情勢の変化等に応じ、次のとおり、必要な見直しを行う。

- a 国が先導的かつモデル的に実施している事業について、その目的の達成状況を踏まえつつ、国が果たすべき役割を限定する。
- b 山林原野の農地への開発を主な目的とする事業について、完了時期の明確化等を図る。

(7) 治山

① 直轄事業の基準

直轄事業について、事業費の額等による採択基準が予算制度上定められているところであるが、直轄事業の範囲について客観的な基準を明確にするとともに、社会経済情勢の変化等に応じ採択基準の引上げ等必要な見直しを行う。

② 直轄事業の点検と見直し

①により具体化された基準に照らし、改めて、個々に現在の直轄事業を点検する。

その場合、基本法46条1号の趣旨を踏まえ、特に下記の事項に留意し、廃止又は新たな直轄化などの見直しを行う。

- ・ 災害等を契機とする直轄箇所については、整備が概成した場合には、関係地方公共団体の意見を聴くなどの手続を経た上で、当該地方公共団体に引き継ぐこと。
- ・ また、新たな直轄化を行う場合にも、同様の手続を経ること。

- ③ 直轄事業範囲の指定及び引継ぎに際しての地方公共団体の意見の反映
治山事業の直轄範囲の指定及び引継ぎに当たり、関係地方公共団体の意見を聴取することを明確にする。

3 直轄事業負担金の見直し

維持管理費に係る直轄事業負担金については、第2次勧告及び地方分権推進計画に基づき、段階的縮減を含め見直しを行う。

4 直轄事業及び直轄公物の見直しに伴う財源の確保

直轄事業及び直轄公物の見直しに伴い、地方公共団体が担う事務事業が増大する場合、地方財政計画の策定等を通じて所要財源を明確にし、これに必要な地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保する。その確保の具体的なあり方については、政府において、責任を持って対応すべきである。